

第一号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月二十八日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の二十三の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に、「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第三十条中「健康保険」を「地方公務員共済組合」に改める。

別表第二の十の項中「八週間」を「一年」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「昭和三十七年法律第百五十一号」の下に「その他の法令」を、「地方公務員共済組合」の下に「及び厚生年金保険」を加える。

別表第一の十の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

第五号様式中「~~地方公務員共済組合~~」を「~~併合~~」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

提案理由

育児と仕事の両立支援のため、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するとともに、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部改正等に伴う規定の整備を行いたいので提案する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一条〜第七条（略）</p>		<p>第一条〜第七条（略）</p>	
<p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>		<p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>	
原因	特に承認を与える期間	原因	特に承認を与える期間
<p>一〜二十二（略）</p> <p>二十三 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>（略）</p> <p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から出産日以後一年を経過する日までの間において、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>	<p>一〜二十二（略）</p> <p>二十三 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>（略）</p> <p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>二四・二五（略）</p> <p>二〇〇四（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>二四・二五（略）</p> <p>二〇〇四（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第八条の二〜第十一条の二（略）</p>		<p>第八条の二〜第十一条の二（略）</p>	

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第二十六条（略）</p> <p>（育児休業及び部分休業）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 育児休業条例第二条の三第三号ハ及び第二条の四第三号の任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 育児休業条例第二条の三第三号ハ又は第二条の四第三号に規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間（育児休業条例第二条の四第三号に掲げる場合にあつては、当該子の一歳六箇月到達日後の期間）について、当面その実施が行われない場合</p> <p>二 常態として育児休業条例第二条の三第三号ハ又は第二条の四第三号に規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望し</p>	<p>第一条～第二十六条（略）</p> <p>（育児休業及び部分休業）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 育児休業条例第二条の三第三号ロ及び第二条の四第二号の任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 育児休業条例第二条の三第三号ロ又は第二条の四第二号に規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間（育児休業条例第二条の四第二号に掲げる場合にあつては、当該子の一歳六箇月到達日後の期間）について、当面その実施が行われない場合</p> <p>二 常態として育児休業条例第二条の三第三号ロ又は第二条の四第二号に規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望し</p>

ているもの若しくは同条第二号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間（育児休業条例第二条の四第三号に掲げる場合にあつては、当該子の一歳六箇月到達日後の期間）について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

3
ア～エ （略）

第二十八条・第二十九条 （略）

（社会保険）

第三十条 所属長は、会計年度任用職員を任用したときは、法令の定めるところにより、地方公務員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入させなければならない。

第三十一条～第三十五条 （略）

別表第一 （略）

別表第二（第二十五条関係）

原因	一～九 （略）
休暇の期間	（略）

ているもの若しくは同条第二号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間（育児休業条例第二条の四第二号に掲げる場合にあつては、当該子の一歳六箇月到達日後の期間）について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

3
ア～エ （略）

第二十八条・第二十九条 （略）

（社会保険）

第三十条 所属長は、会計年度任用職員を任用したときは、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させなければならない。

第三十一条～第三十五条 （略）

別表第一 （略）

別表第二（第二十五条関係）

原因	一～九 （略）
休暇の期間	（略）

<p>十一 (略)</p>	<p>十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。）又は小学校教育の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日から出産日以後一年を経過する日までの間に於いて、五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
---------------	---	--

<p>十一 (略)</p>	<p>十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。）又は小学校教育の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日から出産日以後八週間を経過する日までの間に於いて、五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
---------------	---	---

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一条～第十三条（略）</p> <p>（地方公務員共済組合等）</p> <p>第十四条 所属長は、臨時的任用職員を任用したときは、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）その他の法令の定めるところにより地方公務員共済組合及び厚生年金保険に加入させなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第十五条～第十八条（略）</p>		<p>第一条～第十三条（略）</p> <p>（地方公務員共済組合等）</p> <p>第十四条 所属長は、臨時的任用職員を任用したときは、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の定めるところにより地方公務員共済組合に加入させなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第十五条～第十八条（略）</p>	
<p>別表第一（第十条関係）</p>			
区分	休暇の期間	区分	休暇の期間
一～九（略）	（略）	一～九（略）	（略）
<p>十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第二の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの</p>	<p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から出産日以後一年を経過する日までの間に、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>	<p>十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第二の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの</p>	<p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間に、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>

<p>子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>（略）</p>
--	------------

別表第一（略）

<p>子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>（略）</p>
--	------------

別表第二（略）

【新】

第5号様式（第3条関係）

同意書兼宣誓書

殿

1 任用根拠
2 任用期間
3 勤務課所
4 給与
5 給与の支払
6 手当
7 社会保険
8 勤務時間
9 時間外勤務
10 休憩時間
11 休日
12 勤務日
13 休暇等

職員との給与に関する条例の定めるところによる。
職員との給与に関する条例の定めるところによる。
（任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。）
法令の定めるところによる。

正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
（1）年次有給休暇
（付与日数 日、繰越日数 日 時間）
（2）その他の休暇

年 月 日から 年 月 日までとする。

同意書兼宣誓書

殿

1 任用根拠
2 任用期間
3 勤務課所
4 給与
5 給与の支払
6 手当
7 社会保険
8 勤務時間
9 時間外勤務
10 休憩時間
11 休日
12 勤務日
13 休暇等

職員との給与に関する条例の定めるところによる。
職員との給与に関する条例の定めるところによる。
（任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。）
地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
（1）年次有給休暇
（付与日数 日、繰越日数 日 時間）
（2）その他の休暇

【旧】

第5号様式（第3条関係）

同意書兼宣誓書

殿

1 任用根拠
2 任用期間
3 勤務課所
4 給与
5 給与の支払
6 手当
7 社会保険
8 勤務時間
9 時間外勤務
10 休憩時間
11 休日
12 勤務日
13 休暇等

職員との給与に関する条例の定めるところによる。
職員との給与に関する条例の定めるところによる。
（任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。）
地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
（1）年次有給休暇
（付与日数 日、繰越日数 日 時間）
（2）その他の休暇

14 退職
15 懲戒
16 災害補償
17 再度の任用
18 その他特記事項

任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
正規職員に準ずる。
地方公務員災害補償法の定めるところによる。
任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公算によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、休業中の職員に代替であり、職員等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。

年 月 日 所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
大分県教育委員会 殿 氏名

14 退職
15 懲戒
16 災害補償
17 再度の任用
18 その他特記事項

任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
正規職員に準ずる。
地方公務員災害補償法の定めるところによる。
任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公算によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、休業中の職員に代替であり、職員等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。

年 月 日 所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
大分県教育委員会 殿 氏名

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正の概要

1 改正を行う規則

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

2 改正理由

育児と仕事の両立支援のため、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するとともに、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部改正等に伴う規定の整備を行いたいので提案する。

3 主な改正内容

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則
 - ① 休暇制度に関する規定の改正
育児参加休暇の取得可能期間の拡大（第8条関係）
 - ・ 出産日以後8週間 → 出産日以後1年
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則
 - ① 休暇制度に関する規定の改正
育児参加休暇の取得可能期間の拡大（別表第2の10の項関係）
 - ・ 出産日以後8週間 → 出産日以後1年
 - ② その他所要の改正
 - ア 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大分県条例第4号）の一部改正に伴う規定の整備（第27条関係）
 - イ 地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う規定の整備（第30条関係）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則
 - ① 休暇制度に関する規定の改正
育児参加休暇の取得可能期間の拡大（別表第1の10の項関係）
 - ・ 出産日以後8週間 → 出産日以後1年
 - ② その他所要の改正
地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う規定の整備（第14条及び第5号様式関係）

4 施行期日

令和4年10月1日